

新婚新生活を始めるための費用を助成します

地域における少子化対策の一環として結婚に伴う新婚生活の支援を行います。
新たに結婚した世帯を対象に居住費及引越費用の一部補助します。



❁対象となる人（以下の要件をすべて満たしていること）

1. 令和5年3月1日から令和6年3月31日までに婚姻届が受理された世帯。
2. 夫婦の令和4年分(令和5年4月・5月に申請する場合は令和3年分)の所得の合計額が500万円未満の世帯。
※貸付型奨学金を返済している場合は返済額を所得から控除できる。
※結婚を機に離職した方で再就職していない場合は所得に含めない。
3. 申請時において夫婦の年齢合計が100歳未満の世帯。
4. 申請日において夫婦のいずれもみなかみ町に居住し住民登録していること。
5. 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
6. 過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと。
7. みなかみ町暴力団排除条例に規定する暴力団員等ではないこと。
8. 町に納付すべき町税、使用料等を完納していること。

❁対象となる費用（令和5年4月1日から令和6年3月31日までに支払った費用）

- 住宅の取得費用（新築住宅・中古住宅を取得する費用）
- 住宅の賃借費用（家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
- 住宅のリフォーム費用（住宅の修繕、増築、改築等の工事費用）
- 結婚に伴う引越し費用（引越業者、運送業者を利用したときに支払われた費用）

- ### ❁補助金額
- 1世帯あたり上限30万円
(夫婦共に29歳以下の場合は60万円)

※申請にあたっての必要書類は裏面をご覧ください。

🌸申請期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

🌸申請・提出書類

共通に必要な書類

- ◇補助金交付申請書(様式第1号)
- ◇婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)
- ◇所得証明書(必要に応じて下記の書類を提出)
 - ※離職票(双方を又は一方が離職して再就職していない場合)
 - ※貸与型奨学金の返済したことがわかる書類(貸与型奨学金を返済している場合)

該当する事項の書類を提出

- 【新居の住宅取得費用の場合】** 売買契約書の写し及び領収書の写し
- 【新居の住宅賃貸費用の場合】** 賃貸契約書の写し及び領収書の写し
※住宅手当支給証明書(様式第2号)《住宅手当の支給がある方》
- 【新居の住宅のリフォーム場合】** 工事請負契約書・平面図の写し及び領収書の写し
- 【結婚に伴う引越費用の場合】** 引越費用の領収書の写し

🌸補助金交付申請書及び関係書類は、みなかみ町子育て健康課へ提出してください。

🌸ご不明な点等ございましたら下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

みなかみ町役場 子育て健康課 TEL: 0278-25-5009 (直通)